

大飯原発 設置許可取り消し

「規制委の判断 不合理」

東日本大震災後、再稼働した関西電力の原発、大飯3、4号機（福井県おおい町）の安全性に問題があるとして、近畿6府県や福井県などの住民約130人が、国の原子力規制委員会が関電に与えた設置許可の取り消しを求めた訴訟の判決が4日、大阪地裁であった。森健一裁判長は、規制委の判断に「看過しがたい不合理がある」と述べ、許可を違法として取り消した。

東京電力福島第一原発事故後、設置許可の取り消しを認めた司法判断は初めて。仮処分とは異なり、確定まで原発の稼働を止める効力はないが、定期検査で停止中の3、4号機の再稼働や、他の原発でも安全性の見直しを迫られる可能性がある。

主な争点は、関電が設定した最大の地震の揺れの想定「基準地震動」が適切かどうかだった。耐震設計などを決める原発の安全性の根幹となる値だ。

基準地震動は各電力会社

が決め、規制委が内規にあ

たる「審査ガイド」に従つ

て審査する。大飯3、4号機の基準地震動は最大85

017年に設置を許可。関

電は安全対策を施した。

判決は、基準地震動の計

算に用いられる地震規模の

定め方について「審査ガイド」に福島原発事故後にあらためて加わった「（計算式の持つ）ばらつきも考慮する必要がある」という一文に言及。その意味を、震源の断層面積などをもとに計算して導かれる「平均値」

に何らかの上乗せをする必要性の有無を検討すべき趣旨とした。

そのうえで、関電の基準地震動を検討。その計算に用いられる地震規模は「平均値」と指摘したうえで、規制委も必要性を何ら検討することなく許可を与えたと指摘。こうした判断過程は看過しがたい過誤、欠落があるとして許可を違法と認定し、取り消した。

国側は関電の基準地震動は実際の断層面積より広く考慮する必要はないとの反論していたが、判決は「計算式で算出される地震規模を、ばらつきを考慮して検討する」のが審査ガイドの意味だとして退けた。（遠藤隆史）

2面=搖らぐ根幹
7面=稼ぎ頭に暗雲
12面=社説
31面=判決要旨
33面=原告ら喜び



大飯原発3、4号機（奥）。手前は1、2号機
福井県おおい町、本社へりから、金居達朗撮影

■大阪地裁 判決の骨子

計算式での算出

地震規模(平均値)

ばらつき

原子力規制委

原告

判決… 規制委は検討しておらず違法

- ・関西電力が算定した基準地震動の策定要素となる地震規模は平均値である
- ・実際には平均値から大きく乖離することが想定されるが、関電はそれを考慮して地震規模を上乗せすべきか検討していない
- ・原子力規制委員会の審査、判断は上乗せを検討しておらず、違法である

- 判決**
- ◆ 高速増殖炉「もんじゅ」 2003年、名古屋高裁金沢支部
原子炉の設置を許可した国の安全審査に誤りや欠陥があった
 - ◆ 志賀原発2号機 06年、金沢地裁
想定を超えた地震で事故が起り、被害を受ける可能性がある
 - ◆ 大阪原発3、4号機 14年、福井地裁
憲法上の人格権が侵害される
具体的な危険性がある

**仮処分決定**

- ◆ 高浜原発3、4号機 15年、福井地裁
国の新規制基準はゆるやかすぎ
安全は確保されない
- ◆ 高浜原発3、4号機 16年、大津地裁
地震・津波への対策や避難計画に疑問。
安全性の証明が不十分
- ◆ 上級審などで判断が覆ったもの
伊方原発3号機 17年、広島高裁
阿蘇山(熊本県)の過去最大規模の噴火で
火碎流が到達するおそれ
- ◆ 伊方原発3号機 20年、広島高裁
異議申し立てを受けた広島高裁が審理中
原発付近に活断層がないとした調査は不十分。
噴火の想定も過小評価

原発審査 摺らぐ根幹

安全性検討過程「国に過誤」

時
刻



関西電力大飯原発

4基あり、3号機は1991年に、4号機は93年に営業運転を始めた。3、4号機の出力はいずれも118万kWで、関電の原発の中で最大。東京電力福島第一原発事故後、全国の原発で初めて2012年に再稼働した。現在は定期点検中。

「(被告の) 国は自らつくったルールを無視したと、裁判所が指摘した意義は極めて大きい」。判決後、大阪市内であつた会見で、原告弁護団の武村三夫弁護士はそう力を込めた。今回の判決が示した判断の根底にあるのは、来年3月で発生から10年を迎える東京電力福島第一原発事故の教訓だ。

国の原子力規制委員会は2013年に過酷事故や地震、津波、テロなどへの対策を強化した原発の新規制基準をつくりた。あるゆる事態を想定し、高いレベルの安全性を求めるところで、「一度も悲劇を起こさない姿勢を打ち出したものだ。

今後、最大の争点となつたのは原発の安全性の要となる「基準地震動」の正しさだ。その基準地震動を定めた大きな考慮要素「地震規模」の計算方法をめぐって主張が対立した。

判決は、新規制基準にもとづく「審査ガイド」の中

に「(計算式の) ばかりつきも考慮する」という文が加わった経緯や趣旨について、原子力安委委員会に設置された専門部会で地盤や津波の専門家らによる会議の内容などを踏まえて検討。今は「ばらつき」とは、

有無を検討すべき趣旨だとするにとどめた。

そのうえで判決は、その必要性を何ら検討せずに許可を与えた国の判断を著しい過誤として許可を違法と断定し、事故の教訓を踏まえた審査ガイドの趣旨を

原発周辺の活断層の調査が不十分としたりするものだ。一方、今回の判断は、基準地震動が審査され

る過程そのものが正しくなかったと指摘するもので、原発の安全審査に根本的な疑義を突きつけたといえる。

原告弁護団は、今回の判決が「ばらつき」の考慮の必要性を指摘した意義について、「全国の原発で基準地震動の再計算が必要になる。いま全国で再稼働を

目指している原発に少なく

らず影響が出るだろう」と語った。(連絡記者、室矢英樹)

計算式で求める地震規模の「平均値よりも、数値が大きくなる可能性を考慮すべきだ」という「積極的な意味が込められていた」と位置づけた。

そして、こうした考慮に

は科学的合理性があるとし

たうえで、関電が設定した

基準地震動は「平均値」が使われたに過ぎず、「ばらつき」の考慮がされていないとした。

原告側は裁判で、「ばら

つき」の考慮の仕方につい

て「平均値」に常に上乗せ

すべきだと主張したが、判決は「上乗せ」の必要性の

1件を除き、いずれも上乗

審などで判断が覆った。

過去の司法判断は、難

計画の不備を指摘したり、

原発周辺の活断層の調査が

不十分としたりするものだ

った。一方、今回の判断は、基準地震動が審査され

る過程そのものが正しくな

かったと指摘するもので、

原発の安全審査に根本的な

疑義を突きつけたといえ

る。

原告弁護団は、今回の

判決が「ばらつき」の考慮の必要性を指摘した意義について、「全国の原発で基

準地震動の再計算が必要

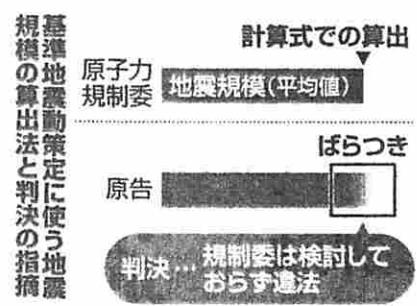
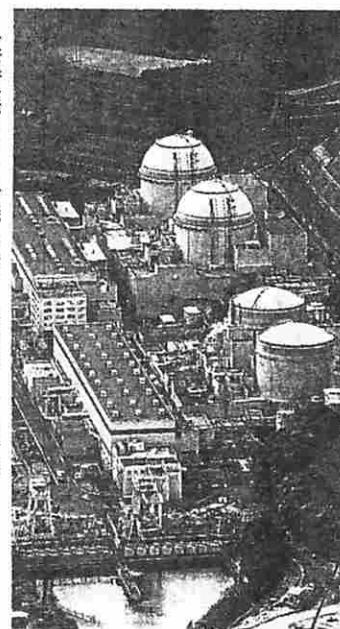
なる。いま全国で再稼働を

目指している原発に少な

らず影響が出るだろう」と語った。(連絡記者、室矢英樹)

規制委 全原発で同じ計算式

大飯原発3、4号機（奥）。手前は1、2号機
福井県おおい町、本社へりから、金居達朗撮影



「審査の結果には十分自信を持っている。否定されたのはショックだ」

新規制基準に基づく大飯原発3、4号機への許可を「違法」と断じた大阪地裁判決に、審査を担当する規制委の関係者は驚きと動揺を隠さなかった。

基準地震動は、原発の建物や設備の耐震設計すべてに影響する。電力会社が、過去の文献などから地盤を起こす断層の面積や長さを定め、地震規模を算出し、各原発で想定される最大の揺れをはじき出す。規制委はそれが妥当かどうかを審査する。

東京電力福島第一原発事

故を受けて生まれた規制委にとって、自然災害で「想到了外」を繰り返さないと至る命令。大飯3、4号機の再稼働に向けた審査では、基準地震動を閃電が申請した700ガル（ガルは揺れの勢いを示す加速度の単位）から約1・2倍の856ガルに引き上げさせた。

規制委からみれば、不確

かさを考慮して十分大きくしたつもりだった。断層面積は、敷地に近い三つの断層が運動することまで想定。断層の傾きなども、揺れが大きくなるように設定した。

ところが判決は、算出さ

再稼働見通し不透明

2011年の東日本大震災と福島第一原発事故後、安倍、菅内閣は新たな原発の規制基準のもとで再稼働を推進してきた。4日の大阪地裁の判決は、この間続けてきた政策の方向性に水を差しかねない。

「判決の内容を精査した上で、適切に対応していく」。原発政策を所管する梶山弘志総務産業相は4日夕、記者団の問い合わせに replied。判決が政

策に与える影響については明確に言及しなかった。菅政権は今年10月に「50年には温帯効果ガスの排出をゼロにする」と新たに温暖化対策自慢を表明した。

再生可能エネルギーとともに、発電時の二酸化炭素排出量がゼロの原発も活用する方針を示した。

ただ、再稼働は思うようにならない。規制委が進めている再稼働が必要な地元の意見の取得が進まないためだ。そのため、梶山総務相は遅れている再稼働を加速させようとした。将

來年1月には、炉の型が事故を起した福島第一と同じ東北再開する予定だが、今回の

基準のひとつである基準地盤動に疑義がつき見直しされていた矢先だった。審査のうえで重要な判断が同意を示すなど、再稼働の流れに弾みをつけようとした矢先だった。

3月に判決を出す予定だ。4日の大阪地裁の判決を受け、「規制委の判断自体が否定されるなんて。こちらの裁判に影響しなければいいが」（同社関係者）と受け、「規制委の判断自体が否定されるなんて。こちらの裁判に影響しなければいいが」（同社関係者）と不安視する声も出ている。経済界からは「ほかの原発の耐震性も見直す影響は大きい。電気料金に反映されると利用者にも影響が出る」（在阪企業幹部）と懸念する声も上がる。

ただ、再稼働は思うようにならない。規制委が進めている再稼働が必要な地元の意見の取得が進まないためだ。そのため、梶山総務相は遅れている再稼働を加速させようとした。将

來年1月には、炉の型が事故を起した福島第一と同じ東北再開する予定だが、今回の

「他の原発訴訟 影響大きい」



④大飯原発3、4号機の設置許可をめぐる訴訟に勝訴し、大阪地裁の前で喜ぶ原告団=4日午後3時22分、大阪市北区

⑤判決を受け、記者会見中に笑顔を見せる弁護団長の冠木克彦弁護士(中央)=4日午後4時36分、大阪市中央区、いずれも柴田悠貴撮影



東京電力福島第一原発事故から10年。教訓を踏まえて
国が進めてきたはずの原発の安全審査に、司法が「ノ
ー」を突きつけた。大阪地裁は4日、関西電力大飯3、
4号機の設置許可を取り消す判決を出した。運転停止を
求めてきた人たちに喜びが広がり、立地地域には動搖が
走った。

▼1面参照

全ての原発 再審査求める

「脱原発弁護団全国連絡会」共同代表の河合弘之弁護士の話 全国全ての原発に影響を与える、意味が大きい判決だと評価したい。原発の耐震設計の前提となる「地震の規模」の算出方法について、「欠落」という文言を使って、甘いと指摘している。東京電力福島第一原発の事故後に再稼働した大飯3、4号機など5原発9基を含め、全ての原発について「審査をやり直せ」と国に求めているとも言えるだろう。電力会社に対しては、原発が法的判断で止まる脆弱な発電施設であることを、改めて突きつけた。

「ばらつき」の言葉 独り歩き

原子力規制委の新規制基準検討チーム委員を務めた釜江克宏・京都大複合原子力科学研究所特任教授（地震工学）の話 原発の基準地震動は、もともと様々な要素が加味され、十分余裕をもって計算される。今回の判決は、大飯原発の基準地震動が過小評価になっていたいかを総合的に判断することなく、「ばらつき」を考慮していないというだけで設置許可を取り消した。「ばらつき」という言葉が独り歩きした印象を受ける。この判決が確定すれば、全国の原発で基準地震動の見直しが必要になる可能性がある。

「残念な結果。原発がなくなったら地域経済が沈んでしまう」という危機感を常につついている。大飯原発がある福井県おおい町の荒木和之・商工会長(66)は表情を曇らせる。建設会社を請け負う。「原発一本ではダメだと分かっているが、それを転換するには時間がかかる」人口約8千人の町には今、テロ対策施設の建設や定期検査で3千人以上の作業員が集まっている。原発近くの大島地区で暮らす森下弘治さん(63)は旅館を営

み、全国から来る原発の作業員を受け入れてきた。「大変驚いています。今後の影響が心配」と話す。中塙寛町長は「原子力規制委員会の判断と司法の判断が逆転することには、國民並びに立地地域の住民が翻弄され、憂慮すべきだと

町長「住民翻弄される」・関電社員「まさか」

考へる」とするコメントを出した。福井県の杉本達治知事は「県民の安全を最優先に考えて対処していく」とした。

隆俊知事は「司法の立場からの判断と受け止められる。まずは国の対応を見ていただきたい」との談話を出した。

「まさか」。原発11基（廃炉中含む）を運営する関西電力原子力事業本部（福井県美浜町）のある社員は、判決に絶句した。ニュース速報が流れるごとに従業員が一様に驚いていた。昨年秋、役員による金品受領問題が発覚した。社員は「来年こそ反転攻勢と思っていたのに」と、ショックを感じた。

(佐藤聰敏)

安全審査にNO 原告ら喜び

小山さんは「勝てる」という確信はあったが、やはりうれしかった。同じく原告側共同代表を務めるアイリーン・美穂子・スミスさんは「日本は地震国。国は地震から国民を守らなければならぬのに、自ら原発のルールを破っている」と、国の姿勢を批判した。

滋賀県では、住民らが隣接する福井県内にある関西電力の複数の原発の運転差し止めを求めて訴訟を起こ

してある。弁護団長の井戸謙一さんは「他の裁判に与える影響は大きい。勇気づけられる」と話した。

(米田優人、鈴木洋和)

(4)